

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令
- 鳥取県公文書用紙規程の一部を改正する訓令
- 鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 広報文書課長は、郵便料金が未納又は不足の文書が到着したときは、発信者が官公署であるとき、又は広報文書課長が適当と認めるときに限り、その料金を納付して当該文書を受け付けるものとする。

第九条中「前二条」を「前三条」に改める。

第十条中「前三条」を「第八条から前条まで」に改める。

第十三条中「別表第一に定める」を「知事が別に定める」に改め、後段を削る。

第十四条中「前条に定める」を「前条の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十五条を次のように改める。

（未完結文書の調査等）

第十五条 文書管理主任は、毎月一回一般文書受付カード及び許認可等申請文書整理カードによつて、配付された文書のうち処理の完結していない文書（以下「未完結文書」という。）を調査し、事務担当者にその処理を督促する等必要な措置を講ずるものとする。

2 広報文書課長は、四半期ごとに一般文書受付カード及び許認可等申請文書整理カードによつて、未完結文書を調査し、未完結一般文書調査書（様式第十一号）又は未完結許認可等申請文書調査書（様式第十一号の

二) を所管課に送付し、その回答を求めるものとする。

第十六条の見出し中「未処理文書」を「未了結文書」に改め、同条中「配付された文書のうち処理の完結していないもの」を「未了結文書」に改める。

第十七条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該文書の余白に文書整理印(様式第十五号の二)を押しして所要の事項を記入するものとする。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「青色若しくは」を「原則として、青色又は」に改め、同条第二項中「片かな文」を「片仮名文」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(代決)

第二十二條 起案文書の代決は、起案文書の決裁欄に「代」と記載の上押印して行うものとする。この場合において、決裁後正当決裁権者の確認を要する起案文書については、当該起案文書の決裁欄に「後閲」と記載し、速やかに正当決裁権者の確認をした旨の押印を受けるものとする。

第三十三條第二項中「別表第二」を「別表第一」に改める。

第三十六條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる文書については、公印及び契印を省略することができる。この場合においては、当該起案文書の余白に「公印省略」と朱書するものとする。

一 本庁の各部若しくは各課相互における文書又は地方機関に対する文書のうち軽易な文書で印刷又は複写をしたもの

二 案内状、送付書その他これらに類する文書のうち軽易な文書

三 書簡文による文書

四 その他広報文書課長が適当と認めた文書

第三十九條中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号を削る。

第四十二條中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十二條関係)」に改め、同表を別表第二とする。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第8条関係)」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第8条、第8条の3、第15条、第36条、第39条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第8条、第15条、第36条、第39条関係)」に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第9条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号(第9条関係)」に改める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号(第9条関係)」に改める。

様式第七号中「様式第七号」を「様式第七号(第9条関係)」に改める。

様式第八号中「様式第八号」を「様式第八号(第9条関係)」に改める。

様式第九号中「様式第九号」を「様式第九号(第11条関係)」に改める。

様式第十号中「様式第十号」を「様式第十号(第12条関係)」に改める。

様式第11号 (第15条関係)

未完結一般文書調査書

・四半期分

課

受付年月日	受付番号	題 名	未処理の理由	処理見込月日	所管課長印

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号の2 (第15条関係)

未完結許認可等申請文書調査書

・四半期分

課

整理番号	受付番号	未 処 理 の 理 由	処理見込月日	所管課長印

様式第十一号の次に次の二様式を加える。

様式第十二号(甲)中「様式第12号(甲)」を「様式第12号(第17条関係)」に改め、同様式中「 審 申 込 」を「

分類記号 に改め、様式第十二号(乙)を次のように

改める。

様式第十四号中「様式第14号」を「様式第14号(第17条関係)」に改める。

様式第十五号中「様式第15号」を「様式第15号(第17条関係)」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第15号の2(第17条関係)

文書整理印

保存期間	永・10・5・1
分類記号	・ ・ ・

様式第十六号中「様式第16号」を「様式第16号(第30条関係)」に改める。

様式第十六号の二中「様式第16号の2」を「様式第16号の2(第33条の2、第36条、第39条関係)」に改める。

様式第十七号中「様式第17号」を「様式第17号(第34条関係)」に改める。

様式第十八号中「様式第18号」を「様式第18号(第36条関係)」に改める。

様式第十九号中「様式第19号」を「様式第19号(第36条関係)」に改める。

様式第二十号中「様式第20号」を「様式第20号(第37条関係)」に改める。

様式第二十一号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に存する改正前の鳥取県文書管理規則の規定による用紙は、改正後の鳥取県文書管理規則の規定にかかわらず、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

鳥取県訓令第一号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令を次のように定める。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令

(目的)

第一条 この訓令は、鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号。以下「規則」という。)第十三条の規定に基づき、許可、認可、免許、登録等の申請に係る文書(以下「許認可等申請文書」という。)の標準処理期限を定めることを目的とする。

(標準処理期限)

第二条 別表第三欄に掲げる事項に係る許認可等申請文書の標準処理期限

は、同表第七欄に掲げる受付課(所)において許認可等申請文書を受け付けた日の翌日から起算してそれぞれ同表第五欄に掲げる標準処理日数を経過する日とする。

2 別表第五欄に掲げる標準処理日数の算定に当たっては、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日並びに許認可等申請文書の不備等の理由により申請者に照会する等のために

別表(第二条関係)

広報文書課	整理番号	分	根拠法令	標準処理日数	内 訳		受付課(所)	摘 要
					受付課(所)	処理課(所)		
一	七	行政財産の使用の許可	鳥取県公有財産事務取扱規則	八	八	広報文書課	鳥取県私立学校審議会の答申を要する。	
	二	軽易な行政財産の使用の許可	〃	七	七	〃		
	三	公有財産の使用の目的又は原形の変更の承認	〃	八	八	〃		
	四	公有財産の用途又は原形の変更の承認	〃	〃	〃	〃		
	五	公有財産の軽易な原形の変更の承認	〃	七	七	〃		
	六	公有財産の売払代金等の延納の特約の承認	〃	一四	一四	〃		
	七	庁舎等における物品販売等の許可	鳥取県庁内取締に関する規則	三	三	〃		
一		私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の設置廃止(高等学校の学科、全日制の課程及び定時制の課程の開設廃止並びに専修学校の課程の設置)	学校教育法 私立学校法	八日に審議会 の諮問答申に 要する日数を	八日に審議会 の諮問答申に 要する日数を	広報文書課	鳥取県私立学校審議会の答申を要する。	

必要とした日は算入しないものとする。
(類推による標準処理期限)

第三条 別表第三欄に掲げられていない事項に係る許認可等申請文書の標準処理期限は、当該許認可等申請文書の内容により前条に規定する標準処理期限から類推して相当と認められる期限とする。

附 則

この訓令は、昭和五十二年二月一日から施行する。

税務課	職員厚生課										
一	一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
公益等による課税免除及び不均一課税の承認	恩給の裁定又は恩給年額の改定	宗教法人の規則の変更の認証	宗教法人の規則の認証又は合併若しくは解散の認証	学校法人又は準学校法人の寄附行為の変更の認可	学校法人又は準学校法人の合併の認可	学校法人又は準学校法人の組織変更の認可	学校法人又は準学校法人の寄附行為の認可又は解散の認可若しくは認定	私立専修学校の目的の変更の認可	私立学校、私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可	私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の設置者の変更の認可	廃止を含む。()の認可
地方税法 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例 新産業都市の区域における県税の不均一	恩給法 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例	"	宗教法人法	"	"	"	私立学校法	学校教育法	"	"	"
三〇	七	"	九〇	"	八	"	"	"	"	"	加えた日数
三											
二七	七	"	九〇	"	八	"	"	"	"	"	加えた日数
県税事務所	広報文書課	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
						"	"	"	"	"	"

	<p>地方財政再建促進特別措置法施行令第十三条第三項後段の規定に係るものを除く。）</p> <p>十 行政書士試験の受験資格の認定</p> <p>十一 行政書士となる資格の認可</p> <p>十二 行政書士会の会則の制定又は変更の認可</p> <p>十三 行政書士試験の合格証の交付</p>	<p>行政書士法</p> <p>行政書士法</p> <p>行政書士法</p> <p>行政書士法</p> <p>行政書士法</p>	<p>七</p> <p>八</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>七</p>	<p>七</p> <p>八</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>七</p>	<p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p>	<p>鳥取県LPガス協会との協議を要する。</p>
<p>消防防 災課</p>	<p>一 危険物製造所等の設置の許可又は位置等の変更の許可</p> <p>二 危険物取扱者免状の交付、書換え又は再交付</p> <p>三 危険物製造所等の予防規程の認可</p> <p>四 消防設備士免状の交付、書換え又は再交付</p> <p>五 市町村防災会議を設置しないことの承認</p> <p>六 電気工事業者の登録又は更新の登録</p> <p>七 電気工事業者の登録証の訂正又は再交付</p> <p>八 電気工事士免状の交付、再交付又は書換え</p> <p>九 高圧ガスの製造の許可</p> <p>十 高圧ガスの販売事業の許可</p> <p>十一 高圧ガスの製造のための施設等の変更の許可</p> <p>十二 高圧ガスの販売のための施設等の変更の許可</p>	<p>消防法</p> <p>消防法</p> <p>消防法</p> <p>消防法</p> <p>消防法</p> <p>電気工事業者の業務の適正化に関する法律</p> <p>電気工事士法</p> <p>高圧ガス取締法</p> <p>高圧ガス取締法</p> <p>高圧ガス取締法</p> <p>高圧ガス取締法</p>	<p>七</p> <p>六</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>八</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>七</p>	<p>七</p> <p>六</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>八</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>七</p>	<p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p> <p>廣報文書課</p>	<p>鳥取県LPガス協会との協議を要する。</p>

十三	高圧ガス貯蔵所の設置の許可又は位置等の変更の許可	"	"	"	"	"	"	鳥取県LPガス協会との協議を要する。
十四	高圧ガス製造者の危害予防規程の認可又は変更の認可	"	"	"	"	"	"	"
十五	高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付又は再交付	"	"	七日に關係先との協議に要する日数を加えた日数	七日に關係先との協議に要する日数を加えた日数	"	"	鳥取県LPガス協会との協議を要する。
十六	容器検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許可	"	"	七	七	"	"	"
十七	高圧ガス容器証明書の交付、再交付又は書換え	"	"	"	"	"	"	"
十八	高圧ガスの特別充てんの許可	"	"	"	"	"	"	"
十九	高圧ガス容器検査所の登録又は更新の登録	"	"	"	"	"	"	"
二十	液化石油ガスの販売事業の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	三〇	三〇	三〇	"	"	鳥取県LPガス協会との協議を要する。
二十一	液化石油ガスの販売施設の変更の許可	"	"	七	七	"	"	"
二十二	液化石油ガスの製造事業の指定	"	"	"	"	"	"	"
二十三	火薬類の販売営業の許可	火薬類取締法	八	八	八	"	"	"
二十四	火薬庫の設置等の許可	"	七	七	七	"	"	"
二十五	火薬類製造業者等が自己の用に供する火薬庫の所有等をしなことの許可	"	"	"	"	"	"	"
二十六	火薬類の譲渡し又は譲受けの許可	"	七日に關係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	七日に關係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	七日に關係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	"	"	鳥取県公安委員会の意見の聴取を要する。

<p>厚生援 護課</p>																		
	<p>一 組合の員外利用の許可</p>	<p>二 消費生活協同組合の定款の変更の認可</p>	<p>三 共済事業規約の認定、変更又は廃止の認可</p>	<p>四 組合の設立又は合併の認可</p>	<p>五 組合の解散の認可</p>	<p>組合生活協同 組合法</p>	<p>二日に関係 先との協議に 要する日数を 加えた日数</p>	<p>四</p>	<p>八日に関係先 との協議に要 する日数を加 えた日数</p>	<p>福祉事務所</p>	<p>厚生大臣との 協議を要す る。</p>	<p>七</p>	<p>七</p>	<p>七</p>	<p>八</p>	<p>八</p>	<p>八</p>	<p>七</p>
<p>二七 火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の交付、書換 え又は再交付</p>	<p>二八 火薬類の消費の許可</p>	<p>二九 火薬類の廃棄の許可</p>	<p>三十 火薬類製造業者の危害予防規程の認可又は変更の 認可</p>	<p>三十一 保安教育計画の認可又は変更の認可</p>	<p>三十二 保安責任者免状の交付、書換え又は再交付</p>	<p>三十三 火薬庫外で火薬を貯蔵する場所の指示</p>	<p>三十四 ガス事業者が他人の土地へ立ち入ることの許可</p>	<p>三十五 猟銃等の製造事業の許可</p>	<p>三十六 猟銃等の販売事業の許可</p>	<p>三十七 製造又は販売をする猟銃等の種類の変更の許可</p>	<p>三十八 猟銃等を製造する工場等の移転の許可</p>	<p>七</p>	<p>七</p>	<p>七</p>	<p>八</p>	<p>八</p>	<p>八</p>	<p>七</p>

十三	十二	十一	十	九	八	七	六
社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置、休止又は廃止の時期の認可 社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の名称の変更の認可	社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置、休止又は廃止の時期の認可	市町村の保護施設の設置の認可	特別交付金を受ける権利の認定	引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定	特別弔慰金を受ける権利の裁定	特別給付金を受ける権利の裁定	解散組合の継続の認可
"	"	生活保護法	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	引揚者給付金等支給法	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 施行令 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
四	五	六	"	"	"	四	"
							要する日数を加えた日数
四	五	六	"	"	"	四	"
							要する日数を加えた日数
"	"	"	"	"	"	四	広報文書課
							"

	<p>十四 市町村の身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設(次号において「養成施設」という。)の附置の認可</p> <p>十五 養成施設の休止又は廃止の認可</p> <p>十六 町村の福祉に関する事務所の設置及び廃止の承認</p> <p>十七 社会福祉施設(児童福祉施設を除く。次号において同じ。)の設置の許可</p> <p>十八 社会福祉施設の名称等の変更の許可</p> <p>十九 第一種社会福祉事業の経営の許可</p> <p>二十 寄附金の募集の許可</p> <p>二十一 市町村又は社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の設置の認可</p> <p>二十二 養護老人ホーム等の廃止又は休止の時期の認可</p> <p>二十三 養護老人ホーム等の定員を減少しようとする時期の認可</p>																
<p>婦人児童課</p>	<p>一 児童福祉施設の設置の認可又は廃止若しくは休止の承認(鳥取県福祉地区に係るものを除く。)</p> <p>二 児童福祉施設の設置の認可又は廃止若しくは休止の承認(鳥取県福祉地区に係るものに限る。)</p> <p>三 児童福祉施設の設備等の一部変更の承認(鳥取県福祉地区に係るものを除く。)</p> <p>四 里親又は保護受託者の認定</p>	<p>児童福祉法</p>	<p>一四</p>	<p>一一</p>	<p>一四</p>	<p>一二</p>	<p>一四</p>	<p>一二</p>	<p>一四</p>	<p>一二</p>	<p>一二</p>	<p>一二</p>	<p>一二</p>	<p>一二</p>	<p>一二</p>	<p>鳥取県児童福祉審議会の答申を要する。</p>	<p>鳥取県児童福祉審議会の答申を要する。</p>

	<p>五 児童扶養手当の受給資格及び額の認定又は改定後の額の認定</p> <p>六 特別児童扶養手当の受給資格及び額の認定又は改定後の額の認定</p> <p>七 母子福祉資金貸付金の母子福祉団体に対する貸付けの決定</p>	<p>児童扶養手当法</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p> <p>鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則</p>	<p>七</p> <p>一六</p> <p>七</p>	<p>七</p> <p>一六</p> <p>七</p>	<p>広報文書課</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p>	<p>鳥取県地方社会保険医療協議会の答申を要する。</p>
<p>保険課</p>	<p>一 健康保険組合の規約変更の認可</p> <p>二 保険医又は保険薬剤師の登録</p> <p>三 保険医療機関又は保険薬局の指定</p> <p>四 健康保険組合の保険料率の認可又は保険料率の変更の認可</p> <p>五 健康保険組合の収入支出予算の認可</p> <p>六 健康保険組合の名称等の変更の認可</p> <p>七 国民健康保険組合の規約の変更等の認可</p> <p>八 国民健康保険連合会の規約の変更等の認可</p> <p>九 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録</p> <p>十 保険医登録票又は保険薬剤師登録票(次号において「登録票」という。)の再交付又は書換え交付</p>	<p>健康保険法</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>健康保険法施行令</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>国民健康保険法</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録</p>	<p>八</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>一四</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>七</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p>	<p>八</p> <p>七</p> <p>七</p> <p>一四</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>七</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p>	<p>保険課</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>広報文書課</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p>	<p>鳥取県地方社会保険医療協議会の答申を要する。</p>

	国民年金課	衛生課
十一 管轄都道府県知事の変更による登録票の書換え交付	一 老齢福祉年金、母子福祉年金又は准母子福祉年金の受給権の裁定	一 理容師の免許又は再免許
十二 診療担当者の審査委員会への出頭等の承認	二 障害福祉年金の受給権の裁定	二 理容師養成施設の構造設備の変更の承認
十三 診療報酬支払の一時差止めの承認	三 母子福祉年金又は准母子福祉年金の額の改定	三 理容師免許証の書換え又は再交付
令	国民年金法	理容師法
社会保険診療報酬支払基金法	"	理容師法施行令
"	"	理容師法施行細則
"	七	一〇
"	七	三〇
"	七	七
"	七	七
"	七	七
"	七	七
"	七	七
"	七	七
"	七	七
"	七	七
"	七	七
"	七	七

障害の程度の認定に相当の日数を要する。

九	クリーニング師の免許	クリーニング業法	一〇	三	七	保健所	
十	クリーニング師免許証の訂正又は再交付	クリーニング業法施行規則	"	"	"	"	
十一	薬局の開設の許可	薬事法	"	"	"	保健所	
十二	配置販売従事者の身分証明証の交付	"	一〇	三	七	保健所	
十三	医薬品製造業の許可又は製造品目の変更等の許可	"	"	"	"	"	
十四	日本薬局方外医薬品の製造の承認又は製造の一部変更の承認	"	"	"	"	"	
十五	一般販売業の許可	"	"	"	"	"	
十六	薬種商販売業の許可	"	"	"	"	"	
十七	配置販売業の許可	"	一五	"	"	"	
十八	薬局の開設、一般販売業、薬種商販売業、配置販売業及び医薬品製造業の許可証の書換え又は再交付	薬事法施行令	一〇	三	七	保健所 保健所 広報文書課 保健所	住所 地 県 内 者
十九	毒物又は劇物の販売業の登録	毒物及び劇物取締法	"	"	"	"	
二十	特定毒物の使用者又は使用指導者の指定	毒物及び劇物取締法施行令	"	"	"	"	
二十一	毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付又は再交付	毒物及び劇物取締法施行規則	"	"	"	"	
二十二	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許又は免許証の書換え若しくは再交付	麻薬取締法	"	"	"	"	
二十三	大麻取扱者の免許又は免許証の再交付	大麻取締法	"	"	"	"	
二十四	覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定又は指定証の交付若しくは再交付	覚せい剤取締法	一〇	三	七	"	

二十五	と畜場の設置の許可	と畜場法	一三		七				
二十六	と畜場使用料又はと殺解体料の認可又はその額の変更の認可	"	一〇		三				
二十七	へい獣処理場の設置の許可又はその施設若しくは区域の変更の許可	へい獣処理場等に関する法律	"		"				
二十八	食品又は添加物の製造、加工、使用、調理又は保存の方法に関する検査の可否の決定	食品衛生法	"		"				
二十九	環境衛生適正化規程の設定の認可又は変更の認可	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	二〇日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	二〇					鳥取県環境衛生適正化審議会の答申を要する。
三十	共済規程の設定の認可又は変更の認可	"	"		"				
三十一	環境衛生同業組合の設立の認可	"	"		"				
三十二	環境衛生同業組合の定款の変更の認可又は決議による解散の認可	"	"		"				
三十三	組合協約の認可又は変更の認可	"	"		"				
三十四	特殊契約の認可又は変更の認可	"	"		"				
三十五	組合員による総会の招集の承認	"	"		"				
三十六	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許	ふぐの取扱等に関する条例	一〇		三				
三十七	業としてふぐ取扱いはふぐ調理を行うことの認証書の交付又は再交付	"	"		"				
三十八	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許証の書換え又は再交付	ふぐの取扱等に関する条例施行規則	"		"				
三十九	製菓衛生師の免許	製菓衛生師法	"		"				
四十	製菓衛生師の免許証の書換え又は再交付	製菓衛生師法施行令	"		"				
								保健所	

	<p>四十一 水道事業の経営の認可又は変更の認可 四十二 水道事業の休止又は廃止の許可 四十三 供給条件の変更の認可 四十四 水道用水供給事業の経営の認可又は変更の認可 四十五 専用水道布設工事の確認 四十六 公共団体による買収の認可</p>																	
<p>医務課</p>	<p>一 病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の施設の使用の許可 二 病院等の開設の許可 三 病院等の開設者以外の者を管理者とすることの許可 四 病院等の管理者の管理兼務の許可 五 病院の宿直医師免除の許可 六 総合病院の名称の使用の承認 七 医療法人の設立又は解散若しくは合併の認可 八 解散した医療法人の財産処分の認可 九 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可 十 病院の人員及び施設の基準等の特例の許可 十一 病院の病床数等の変更の許可</p>	<p>医療法</p>	<p>一〇</p>	<p>一一</p>	<p>一二</p>	<p>一三</p>	<p>一四</p>	<p>一五</p>	<p>一六</p>	<p>一七</p>	<p>一八</p>	<p>一九</p>	<p>二〇</p>	<p>二一</p>	<p>二二</p>	<p>二三</p>	<p>二四</p>	<p>二五</p>

十二	可 医業、歯科医業、病院若しくは診療所又は助産婦の業務若しくは助産所についての法定外広告の許可	〃	二五	を加えた日数
十三	病院の専属薬剤師免除の許可	〃	〇	
十四	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	〃	三
十五	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許証の書換え又は再交付	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	〃	七
十六	柔道整復師の免許	柔道整復師法	〃	〃
十七	柔道整復師の免許証の書換え又は再交付	柔道整復師法施行令	〃	〃
十八	歯科衛生士の免許又は再免許	歯科衛生士法	〃	〃
十九	歯科衛生士の籍の訂正又は免許証の書換え若しくは再交付	歯科衛生士法施行令	〃	〃
二十	診療エックス線技師の免許若しくは再免許又は免許証の書換え若しくは再交付	診療放射線技師及び診療エックス線技師法	〃	〃
二十一	衛生検査所の登録	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令	〃	〃

る。

健康対策	二十二 歯科技工士の免許 二十三 歯科技工の業又は歯科技工所についての法定外広告の許可 二十四 歯科技工士の免許証の書換え又は再交付 二十五 経過措置による保健婦又は看護婦の免許 二十六 准看護婦の免許又は再免許 二十七 准看護婦の免許証の書換え又は再交付 二十八 准看護婦養成所の指定 二十九 准看護婦養成所の学則等の変更の承認	歯科技工法 "	"	二五	五	二〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一 受胎調節実地指導員の指定 二 受胎調節実地指導員の標識の交付又は再交付 三 精神障害者に係る診察及び保護の決定 四 調理師の免許 五 調理師の免許証の書換え又は再交付 六 結核医療費公費負担の決定	優生保護法 優生保護法施行令 精神衛生法 調理師法 調理師法施行令 結核予防法	一〇 "	一五 一四	"	七 一〇	"	五 "	七 七	"	"	"	"	"	"	"	"
関係保健所の結核審査協議会の答申を要する。																

環境保 全課	一	産業廃棄物処理業の許可	廃棄物の処理 及び清掃に關 する法律	一四日に關係 機関との協議 に要する日数 を加えた日数	七	七日に關係機 関との協議に 要する日数を 加えた日数	保健所	関係都道府県 知事等との協 議を要する。
自然保 護課	一	温泉掘さくの許可	温泉法	一六日に審議 会の諮問答申 に要する日数 を加えた日数	三	一三日に審議 会の諮問答申 に要する日数 を加えた日数	保健所	鳥取県温泉審 議会の答申を 要する。
	七	被爆者健康手帳の交付又は再交付	原子爆弾被爆 者の医療等に 關する法律	一五	五	一〇	"	
	八	栄養士の免許	栄養士法	一四	七	七	"	"
	九	栄養士の免許証の訂正又は再交付	栄養師法施行 令	"	七	七	"	"
	一	温泉掘さくの許可	温泉法	一六日に審議 会の諮問答申 に要する日数 を加えた日数	三	一三日に審議 会の諮問答申 に要する日数 を加えた日数	保健所	鳥取県温泉審 議会の答申を 要する。
	二	温泉ゆう出路の増掘又は温泉ゆう出量を増加させるための動力の装置の許可	"	"	"	"	"	"
	三	国立公園に關する公園事業の一部執行の承認又は認可	自然公園法	八	"	"	保健所	鳥取県温泉審 議会の答申を 要する。
	四	国立公園又は国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可	"	一五	"	"	保健所	鳥取県温泉審 議会の答申を 要する。
	五	国立公園の特別保護地区内における木竹の植栽等の許可	"	"	"	"	保健所	鳥取県温泉審 議会の答申を 要する。
	六	国立公園の海中公園地区内における広告物の設置等の許可	"	"	"	"	保健所	鳥取県温泉審 議会の答申を 要する。

		商工指 導課	
一	中小企業等協同組合(信用協同組合及び火災共済協同組合を除く。)の設立の認可	中小企業等協同組合	八
二	信用協同組合又は火災共済協同組合の設立の認可	同組合法	六〇
三	中小企業等協同組合の総会招集の承認		七
四	中小企業等協同組合(信用協同組合及び火災共済協同組合を除く。)の定款の変更の認可		七
五	信用協同組合又は火災共済協同組合の定款の変更の認可		六〇
六	中小企業等協同組合(信用協同組合及び火災共済協同組合を除く。)の合併の認可		八
七	中小企業団体中央会の総会招集の承認		七
八	中小企業団体中央会の定款の変更の認可		八
九	協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律	七
十	協業組合の設立の認可		八
十一	協業組合の定款の変更の認可		七
十二	商工組合の特別地区の承認		八
十三	商工組合の調整規程の認可又は変更の認可		八
十四	商工組合又は商工組合連合会の設立の認可又は合併の認可		七
十五	商工組合又は商工組合連合会の定款の変更の認可		七
		広報文書課	
		大蔵大臣及び通商産業大臣との協議を要する。	
		大蔵大臣及び通商産業大臣との協議を要する。	

<p>通商観 光課</p>	<p>一 旅行業の登録又はその更新の登録若しくは変更の登録 二 旅行業務取扱主任者の認定 三 旅行業務取扱主任者認定証の再交付 四 通訳案内業の免許又はその免許の更新若しくは免</p>	<p>旅行業法 " 旅行業法施行規則 通訳案内業法</p>	<p>一一 八 " " " "</p>	<p>一 八 " " " "</p>	<p>一 八 " " " "</p>	<p>一 八 " " " "</p>	<p>一 八 " " " "</p>	<p>又は総会招集の承認 十六 協業組合への組織変更の認可 十七 事業協同組合への組織変更の認可 十八 商工組合への組織変更の認可 十九 商店街振興組合の設立の認可又は合併の認可 二十 商店街振興組合の総会招集の承認又は定款の変更の認可 二十一 商工会の設立の認可 二十二 商工会の総会の招集の承認、定款の変更の認可又は財産処分の方法の認可 二十三 信用保証協会の業務方法書の変更の認可 二十四 高度化事業計画の認定 二十五 高度化事業計画の変更の認定 二十六 貸付対象施設等の設置の既定計画の変更等の承認</p>
-------------------	--	---------------------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---

農業指導課							雇用保険課			職業安定課				
七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一	四	三	二	一
農業協同組合の設立の認可							雇用保険法適用除外の認定 労働保険事務処理業務の認可			労働者の直接募集の許可				
農業協同組合の定款の変更の認可							雇用保険暫定任意適用事業に係る雇用保険の加入の認可			事業内職業訓練の認定				
農業協同組合の解散議決又は合併の認可							雇用保険関係の消滅の認可			職業訓練指導員の免許				
農業協同組合の共済規程の設定、変更又は廃止の承認										職業訓練指導員の免許				
農業協同組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認										職業訓練指導員の免許				
信託受託者の辞任の許可										職業訓練指導員の免許				
農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の設定、										職業訓練指導員の免許				
農業協同組合							雇用保険法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律			職業訓練法 職業訓練法施行規則				
七	八	〃	七	八	七	一五	〃	〃	一二	八	七	八	七	一四
							七			七				
七	八	〃	七	八	七	一五	〃	〃	五	八	七	八	〃	七
広報文書課							公共職業安定所			公共職業安定所 職業安定課				

八	変更又は廃止の承認 農業協同組合の内為替取引規程の設定、変更又は廃止の承認	農業協同組合 合併助成法	八日に関係機関の意見を徴する日数を加えた日数	八日に関係機関の意見を徴する日数を加えた日数	鳥取県農業協同組合中央会及び学識経験者の意見を要する。
九	農業協同組合の合併経営計画の認定	農業協同組合 合併助成法	八日に関係機関の意見を徴する日数を加えた日数	八日に関係機関の意見を徴する日数を加えた日数	鳥取県農業協同組合中央会及び学識経験者の意見を要する。
十	農業共済組合の設立の認可	農業災害補償法	一五	一五	
十一	農業共済組合の定款の変更、解散議決又は合併の認可	"	二〇	二〇	
十二	市町村の共済事業の実施又は廃止の認可	"	八	八	
十三	市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可	"	"	"	
十四	共済責任満了の認定	"	七	七	
十五	共済掛金等の滞納処分認可	"	八	八	
十六	共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定	"	二七	二七	現地調査に相当の日数を要する。
十七	共済関係が存しない場合の認定	"	八	八	
十八	農作物共済の地域基準共済掛金率の認可	"	一五	一五	
十九	農業共済組合の事務費賦課の承認	農業災害補償法 法施行令	二〇	二〇	
二十	農業共済組合の特別積立金の取り崩しの承認	農業災害補償法 法施行規則	七	七	
二十一	農地又は採草放牧地の転用に伴う権利の設定又は移動の許可	農地法	三〇	三〇	鳥取県農業会議の諮問答申に要する期間

農業改									
一	肥料の登録	肥料取締法	一五	一五	一五	広報文書課	肥料の分析に		
二十二	農地の転用の許可	"	"	"	"	"	を含む。		
二十三	農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可	"	"	"	"	"	鳥取県農業会議の諮問答申に要する期間を含む。		
二十四	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	"	"	"	"	"	鳥取県農業会議の諮問答申に要する期間を含む。		
二十五	小作地又は小作採草放牧地の所有の承認	"	"	"	"	"	現地調査に相当の日数を要する。		
二十六	売渡予約書の交付	"	"	"	"	"	鳥取県開拓審議会の諮問答申に要する期間を含む。		
二十七	売渡通知書の交付	"	"	"	"	"			
二十八	土地の一時使用の認定	"	"	"	"	"			
二十九	小作料の最高額の認可	"	"	"	"	"			
三十	売収した土地等の貸付けの決定	"	"	"	"	"			
三十一	農業委員会等の農地交換分合計画の認可	土地改良法	三五	三五	三五	"	鳥取県農業会議の諮問答申に要する期間を含む。		
三十二	農業委員会の処分が取り消すべき処分であることの確認	農業委員会等に関する法律	二二	二二	二二	"	現地調査に相当の日数を要する。		
三十三	農地主事の資格の認定	農業委員会等に関する法律施行令	一四	一四	一四	"			

良課	農産園芸課	畜産課
二 肥料の登録の有効期間の更新 三 肥料の登録証の書換え又は再交付	一 農業倉庫業の認可又は業務規程の変更の認可	一 家畜商の免許 二 家畜商の免許証の書換え又は再交付 三 ふ化業者の登録又はふ化場の確認 四 ふ化業者登録証の書換え又は再交付 五 みつばちの転飼の許可 六 一般販売業、薬種商販売業、配置販売業又は特例販売業（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係るものに限る。）の許可 七 一般販売業、薬種商販売業、配置販売業又は特例販売業（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係るものに限る。）の許可証の書換え又は再交付 八 家畜人工授精師の免許
" "	農業倉庫業法	家畜商法 " " 養鶏振興法 養鶏振興法 養鶏振興法施行規則 養ほう振興法 鳥取県みつばち転飼条例 薬事法
" 七	七	一九 一二 一九 一二 一〇日に関係機関の諮問答申に要する日数を加えた日数 一四
" "	七	五 七 七 五 七
" 七	七	一四 七 一四 七 五 五 七
" "	広報文書課	地方農林振興局 " " 家畜保健衛生所
相当の日数を要する。	市町村への照会を要する。	鳥取県農業会議の答申を要する。

九	家畜人工授精所の開設の許可	"	"	"	"	"	"	"
十	家畜人工授精師免許証の書換え又は再交付	家畜改良増殖 法施行規則	"	"	"	"	"	"
十一	種畜証明書の交付、書換え又は再交付	"	一九	五	一四	"	"	"
十二	家畜市場の登録	家畜取引法	七	"	七	"	広報文書課	"
十三	家畜市場の登録証の書換え交付又は再交付	"	"	"	"	"	"	"
十四	地域家畜市場に係る市場再編整備地域の指定	"	一〇日に関係 機関との協議 に要する日数 を加えた日数	"	一〇日に関係 機関との協議 に要する日数 を加えた日数	"	"	農林大臣との 協議を要す る。
十五	地域家畜市場に係る市場再編整備計画の変更の承認	"	"	"	"	"	"	"
十六	地域家畜市場の市場再編整備地域の区域内への位置の移転の許可	"	七	"	七	"	"	"
十七	市場外取引の特例の許可	"	"	"	"	"	"	"
十八	種畜畜証明書の交付	鳥取県種畜畜 検査条例	一九	五	一四	"	所	家畜保健衛生
十九	市町村酪農近代化計画の認定又は変更の認定	酪農振興法	一二	"	七	"	局	地方農林振興
二十	酪農事業施設の設置の承認又は変更の承認	"	"	"	"	"	"	"
二十一	生乳生産者団体の指定	加工原料乳生 産者補給金等 暫定措置法	一〇	三	"	"	"	"
二十二	牧野管理規程の認可又は変更の認可	牧野法	一二	五	"	"	"	"
二十三	牧野の改良及び保全の指示の変更	"	"	"	"	"	"	"
二十四	病性鑑定等の用に供する場合の患畜等の焼却等の義務の免除の許可	家畜伝染病予 防法	"	"	"	"	所	家畜保健衛生

蚕糸課		林務課
二十五 二十六	一 二 三	一 二 三 四 五 六
家畜の死体等の埋却地の発掘の許可 動物用生物学的製剤の使用の許可	一 生繭売買業の許可 二 器械玉糸製造業の許可 三 生繭取扱場所の承認	一 森林施業計画の認定又は変更の認定 二 森林組合の設立、定款の変更、解散又は合併の認可 三 使用権の設定に関する認可 四 水流における工作物の使用等に関する認可 五 入会林野整備計画の認可 六 旧慣使用林野整備計画の認可
" "	蚕糸業法 蚕糸業法施行令 鳥取県生繭取扱規則	森林法
" "	二〇 一五 九	二〇 六〇
" "	五 七 三	四 五
" "	一五 八 六	一五 五六
" "	地方農林振興局	地方農林振興局
" "		法定日数組合設立に関する報告書を要求した場合は提出するまでの期間を除く。鳥取県取用委員会との協議を要する。 公告及び異議申立に要する期間を含む。

造林課	一 開発行為の許可	森林法	四〇	二〇	二〇	地方農林振興局	広報文書課	
水産課	二 県外狩猟者の狩猟の免許	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	五		五	広報文書課		
	一 漁業の許可	漁業法	一〇		一〇	広報文書課		
	二 漁業の許可の内容の変更の許可	鳥取県海面漁業調整規則	〃	〃	〃	〃		
	三 漁場内の岩礁破碎等の許可	鳥取県海面漁業調整規則	〃	〃	〃	〃		
	四 水産動植物の特別採捕の許可	〃	〃	〃	〃	〃		
	五 起業の認可	〃	〃	〃	〃	〃		
	六 起業の認可の変更の許可	〃	〃	〃	〃	〃		
	七 起業の認可に基づく漁業の許可	〃	七	〃	七	〃		
	八 水産動植物の採捕の許可	鳥取県内水面漁業調整規則	一〇	〃	一〇	〃		
	九 水産動植物の採捕の許可の内容の変更の許可	〃	〃	〃	〃	〃		
	十 水産動植物の特別採捕の許可	〃	〃	〃	〃	〃		
	十一 水産業協同組合の設立、定款の変更、合併又は解散の認可	水産業協同組合法	六〇	〃	六〇	〃		法定日数
	十二 漁船の建造、改造若しくは転用の許可又はその期間の延長の許可	漁船法	一〇	〃	一〇	〃		
	十三 漁船の登録又はその変更の登録	〃	〃	〃	〃	〃		
	十四 漁港施設の処分の許可	漁港法	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃		農林大臣との協議を要する。

	<p>十五 漁港施設の利用方法等の認可 十六 漁港の区域内における行為の許可 十七 海岸保全区域における行為の許可 十八 臨時航行の許可</p>																
<p>耕地課</p>	<p>一 土地改良区の設立の認可</p>	<p>二 土地改良区の定款の変更の認可</p>	<p>三 土地改良区の解散の認可</p>	<p>四 土地改良区の合併の認可</p>	<p>五 土地改良区を行う土地改良事業の変更の認可</p>	<p>六 土地改良区を行う土地改良事業の廃止の認可</p>	<p>土地改良法</p>	<p>九三</p>	<p>一四</p>	<p>七九</p>	<p>地方農林振興局</p>	<p>専門技術者の現地調査、鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取並びに公告及び異議申立の期間を含む。</p>	<p>七</p>	<p>七</p>	<p>七</p>	<p>七</p>	<p>七</p>

管理課								
管理課	七	土地改良区を行う新たな土地改良事業の認可	"	"	"	"	"	"
	八	農業協同組合の行う土地改良事業の施行の認可	"	"	"	"	"	"
	九	農業協同組合の行う土地改良事業の変更又は廃止の認可	"	"	"	"	"	"
	十	数人が共同して行う土地改良事業の施行の認可	"	"	"	"	"	"
	十一	数人が共同して行う土地改良事業の変更又は廃止の認可	"	"	"	"	"	"
	十二	市町村の行う土地改良事業の認可	"	"	"	"	"	"
	十三	市町村の行う土地改良事業の変更又は廃止の認可	"	"	"	"	"	"
	十四	土地改良区の換地計画の認可又は変更の認可	"	"	"	"	"	"
	十五	土地改良区管理規定の認可	"	"	"	"	"	"
	十六	県の行う土地改良事業の適否の決定	"	"	"	"	"	"
	十七	土地改良財産の他目的使用の承認	土地改良施設 法令	一二日に関係 機関との協議 に要する日数 を加えた日数	七	七日に関係機 関との協議に 要する日数を 加えた日数	"	土地改良施設 の予定管理者 が定められて いる場合はそ の者との協議 を要する。
	十八	土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築等の承認	"	"	"	"	"	"
	十九	海岸保全区域の占用の許可	海岸法	一五	七	八	"	"
	二十	海岸保全区域における行為の許可	"	"	"	"	"	"
	一	土地の立入り又は土地の掘さく等の許可	土地収用法	七	七	七	広報文書課	"
	二	土地の形質の変更の許可	"	八	七	八	"	"
	三	国有土地の産物の採取の許可又はその目的若しくは方法若しくは許可条件の変更の許可	国有財産使用 規則及産物採取規	一五	七	"	土木出張所	"

都市計画課	道路課		
<p>一 市町村が定める都市計画(下水道に係るものを除く。)の承認又は変更の承認</p> <p>二 市町村が施行する都市計画事業(下水道事業に係るものを除く。)の認可又は変更の認可</p>	<p>一 道路に関する工事の設計及び実施計画の承認</p> <p>二 道路の占用の許可及びその内容の変更の許可</p> <p>三 特殊な車両の通行の許可</p>	<p>八 国有土地の土地改良区の地域とすることの承認</p> <p>七 国有土地の施行地区への編入の承認</p> <p>六 不動産鑑定業者の登録、更新の登録、登録換え又は登録の変更登録</p> <p>五 建設機械の打刻又は打刻された記号の検認</p> <p>四 建設業の許可</p>	
都市計画法	道路法	建設業法 建設機械抵当 法施行令 不動産の鑑定 評価に関する 法律 土地区画整理 法 土地改良法	建設業法 二〇 七
<p>一五日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数</p> <p>七日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数</p>	<p>一 三日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数</p> <p>二 〃</p> <p>一 四日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数</p>	<p>〃</p> <p>二一</p> <p>〃</p>	二〇 七
	<p>七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数</p>	<p>〃</p> <p>一一</p>	一〇
<p>一五日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数</p> <p>七日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数</p>	<p>〃</p> <p>〃</p>	<p>〃</p> <p>一〇</p>	一〇 七
広報文書課	土木出張所	土木出張所	広報文書課
鳥取県都市計画地方審議会の答申を要する。	関係道路管理者との協議を要する。	関係警察署長等との協議を要する。	

九、 屋外広告物の表示等の許可又はその内容の変更の許可	八 風致地区内の建築物の新築等の許可	七 換地計画の認可又は変更の認可	六 市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の認可又は変更の認可	五 土地区画整理組合の定款の変更の認可又は総会の議決等による組合の解散の認可	四 土地区画整理組合の設立の認可又は事業計画の変更の認可	三 個人が施行する土地区画整理事業の施行若しくは終了の認可又は規約若しくは事業計画の変更の認可
鳥取県屋外広告物条例	風致地区内における建築等の規制に関する条例	"	"	"	"	土地区画整理法
"	一四	一五	一五日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数	一五	一五日に事業計画の縦覧及び関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数	一五
"	七	"	"	"	"	"
"	七	一五	一五日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数	一五	一五日に事業計画の縦覧及び関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数	一五
"	土木出張所	"	"	"	"	"
"	"	"	農用地の廃止等の場合は、鳥取県農業会議及び施設を管理する土地改良区の意見聴取を要する。	"	事業計画の縦覧並びに農用地の廃止等の場合は、鳥取県農業会議及び施設を管理する土地改良区の意見聴取を要する。	要する。

<p>下水道課</p>	<p>都市開発課</p>	<p>河港課</p>
<p>一 市町村の都市計画（下水道事業に係るものに限る。）の承認又は変更の承認 二 市町村が施行する都市計画事業（下水道事業に係るものに限る。）の認可又は変更の認可 三 下水道事業計画の認可又は変更の認可</p>	<p>一 鳥取駅前火災被災者用施設の利用の許可</p>	<p>一 河川管理者以外の者の施行する河川工事の承認 二 河川の流水の占用の許可</p>
<p>都市計画法</p>	<p>鳥取駅前火災被災者用施設 の設置及び管 理に関する条 例</p>	<p>河川法</p>
<p>一五日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数 七日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数</p>	<p>一〇</p>	<p>一五日に関係機関との協議又は承認に要する日数を加えた日数 二二日に関係先との協議、認可又は意見聴取に要する日数を加えた日数</p>
<p>一五日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数 七日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数</p>	<p>二</p>	<p>七</p>
<p>一五日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数 七日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数</p>	<p>八</p>	<p>八日に関係機関との協議又は承認に要する日数を加えた日数 一二日に関係先との協議、認可又は意見聴取に要する日数を加えた日数</p>
<p>広報文書課</p>	<p>広報文書課</p>	<p>土木出張所</p>
<p>鳥取県都市計画地方審議会の答申を要する。 用排水施設等公共の用に供する施設の廃止等の場合は、その管理者等の意見聴取を要する。</p>	<p>中国地方建設局長との協議又は建設大臣の承認を要する。 中国地方建設局長との協議、建設大臣の認可又は関係市町村長の意見聴取若しくは漁業権者及び入漁権者</p>	<p>中国地方建設局長との協議、建設大臣の認可又は関係市町村長の意見聴取若しくは漁業権者及び入漁権者</p>

三	河川区域内の土地の占用の許可	"	一五日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	"	の意見聴取を要する。 中国地方建設局長との協議を要する。
四	河川区域内における土石の採取の許可	"	"	"	"	"	"
五	河川区域内又は河川の河口附近の海面における工作物の新築等の許可	"	一五日に関係先との協議、認可又は意見聴取に要する日数を加えた日数	"	八日に関係先との協議、認可又は意見聴取に要する日数を加えた日数	"	中国地方建設局長との協議、建設大臣の認可又は関係市町村長の意見聴取若しくは漁業権者及び入漁権者の意見聴取を要する。
六	河川区域内における土地の掘さく等の許可	"	一五日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	"	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	"	中国地方建設局長との協議を要する。
七	流水の占用の許可等に基づく権利の譲渡の承認	"	一五日に関係機関との協議又は認可に要する日数を加えた日数	"	八日に関係機関との協議又は認可に要する日数を加えた日数	"	中国地方建設局長との協議又は建設大臣の認可を要する。
八	港湾区域内の水域又は公共空地の占用の許可	港湾法	一五	"	八	"	"
九	港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取の許可	"	"	"	"	"	"
十	港湾区域内又は港湾隣接地域内における水域施設等の建設若しくは改良又は廃油の投棄の許可	"	"	"	"	"	"

砂防利 水課		十一	港湾施設の使用の許可											
十二	海岸保全区域内における海岸保全施設以外の施設又は工作物の占用の許可	海岸法	鳥取県港湾施設管理条例	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
十三	海岸保全区域内における土石の採取の許可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
十四	海岸保全区域内の水面又は他の土地における海岸保全施設以外の施設の新設等の許可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
十五	海岸保全区域内における土地の掘さく等の許可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
十六	海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事の承認	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
十七	指定水防管理団体の水防計画の承認	水防法	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
十八	砂利採取業者の登録	砂利採取法	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
十九	砂利の採取計画の認可又は変更の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二十	採石業者の登録	採石法	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二十一	岩石の採取計画の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二十二	岩石の採取計画の変更の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一	主務大臣の指定した土地における牧畜等の許可	砂防指定地取 締規則	"	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
二	主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事における設計及び実施計画の承認	地すべり等防 止法	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三	地すべり防止区域内における地下水の誘致等の許可	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四	市町村の関連事業計画の承認	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五	急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可	急傾斜地の崩 壊防止法	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

関係市町村長の意見聴取の期間を含む。

<p>建築課</p>																	
	<p>六 河川の流水の占用の許可</p>	<p>七 河川区域内の土地の占用の許可</p>	<p>八 河川区域内における工作物の新築等の許可</p>	<p>九 ダムその他の工作物の新築等の工事の完成検査及び当該工作物の使用の承認</p>	<p>十 流水占用の許可等に基づく権利の譲渡の承認</p>	<p>一 道路位置の指定、変更又は廃止の許可（鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものに限り。）</p>	<p>二 道路位置の指定、変更又は廃止の許可（鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。）</p>	<p>三 道路又は計画道路内の建築等の許可（鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものに限り。）</p>	<p>四 道路又は計画道路内の建築等の許可（鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものに限り。）</p>	<p>建築基準法</p>	<p>二〇</p>	<p>二五</p>	<p>八日に関係機関の同意を得るために要する日数を加えた日数</p>	<p>二〇</p>	<p>八日に関係機関の同意を得るために要する日数を加えた日数</p>	<p>広報文書課 倉吉土木出張所 米子土木出張所 広報文書課</p>	<p>建設大臣の認可を要する。</p>
<p>壊による災害の防止に関する法律 河川法</p>	<p>一七日に関係機関の認可を得るために要する日数を加えた日数</p>	<p>一〇日に関係機関の認可を得るために要する日数を加えた日数</p>	<p>建設大臣の認可を要する。</p>	<p>鳥取県建築審査会の同意を要する。</p>	<p>倉吉土木出張</p>												

十二	十一	十	九	八	七	六	五
二級建築士の免許又は建築士事務所の登録若しくは更新の登録(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)	二級建築士の免許又は建築士事務所の登録若しくは更新の登録(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)	宅地建物取引業の免許証の書換え又は再交付(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)	宅地建物取引業の免許証の書換え又は再交付(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)	宅地建物取引主任者資格の登録又は変更の登録(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)	宅地建物取引主任者資格の登録又は変更の登録(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)	宅地建物取引業の免許(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)	宅地建物取引業の免許(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)
〃	建築士法	〃	宅地建物取引業法施行規則	〃	〃	〃	宅地建物取引業法
一〇	七	一〇	七	二四	二二	二四	二二
〃	〃	〃	七	〃	〃	〃	二二
三	〃	三	〃	三	〃	三	〃
〃	〃	〃	七	〃	〃	〃	二二
倉吉土木出張所 米子土木出張所	倉吉土木出張所 米子土木出張所 広報文書課	倉吉土木出張所 米子土木出張所	倉吉土木出張所 米子土木出張所 広報文書課	倉吉土木出張所 米子土木出張所	倉吉土木出張所 米子土木出張所 広報文書課	倉吉土木出張所 米子土木出張所	倉吉土木出張所 米子土木出張所 広報文書課

機関の同意を得るために要する日数を加えた日数

鳥取県訓令第2号

鳥取県公文書用紙規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公文書用紙規程の一部を改正する訓令

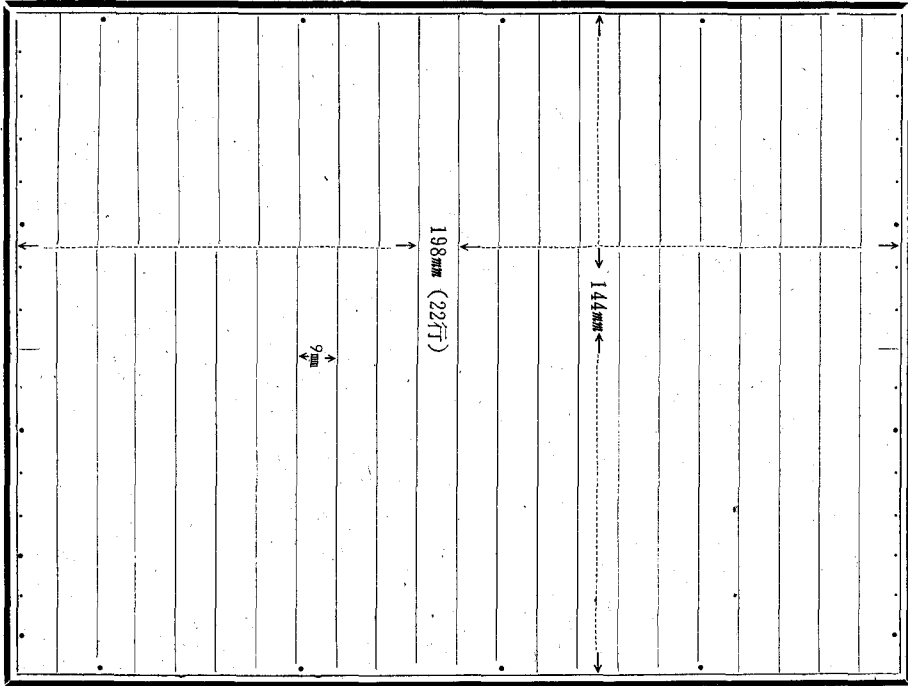
鳥取県公文書用紙規程(昭和三十八年二月内訓甲第二号)の一部を次の

十三	県営住宅又は特別県営住宅の模様替え又は増築の承認	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例	六	六	広報文書課
十四	個人住宅又は住宅改良の融資住宅の工事の審査	鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例	七	七	"
十五	産業労働者住宅、中高層耐火建築物又は雇用促進労働者住宅の工事の審査(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	住宅金融公庫法	"	"	"
十六	産業労働者住宅、中高層耐火建築物又は雇用促進労働者住宅の工事の審査(倉吉土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	"	一〇	三	倉吉土木出張所
十七	分譲住宅又は賃貸住宅の工事又は宅地造成工事の審査	"	七	"	広報文書課

ように改正する。

別表を次のように改める。

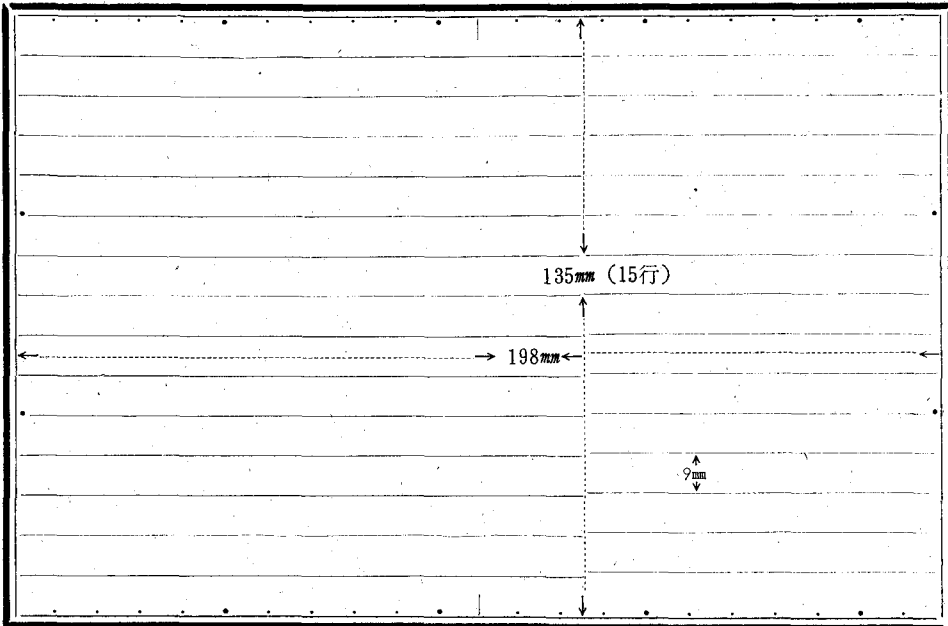
(様式第1号B5用紙)



(注) 原則としてけい線の色は、緑色とする。

別表 (第三条関係)

(様式第2号B5用紙)



(注) 原則としてけい線の色は、緑色とする。

(様式第3号B4用紙)

The diagram shows a large rectangular grid for writing. The grid is defined by horizontal lines. A vertical dashed line with arrows at both ends indicates a height of 297mm (33 rows). A horizontal dashed line with arrows at both ends indicates a width of 198mm. A small vertical double-headed arrow on the right side indicates a spacing of 9mm between lines.

鳥取県

(注) 原則としてけい線の色は、緑色とする。

(様式第4号B4用紙)

198mm (22行)

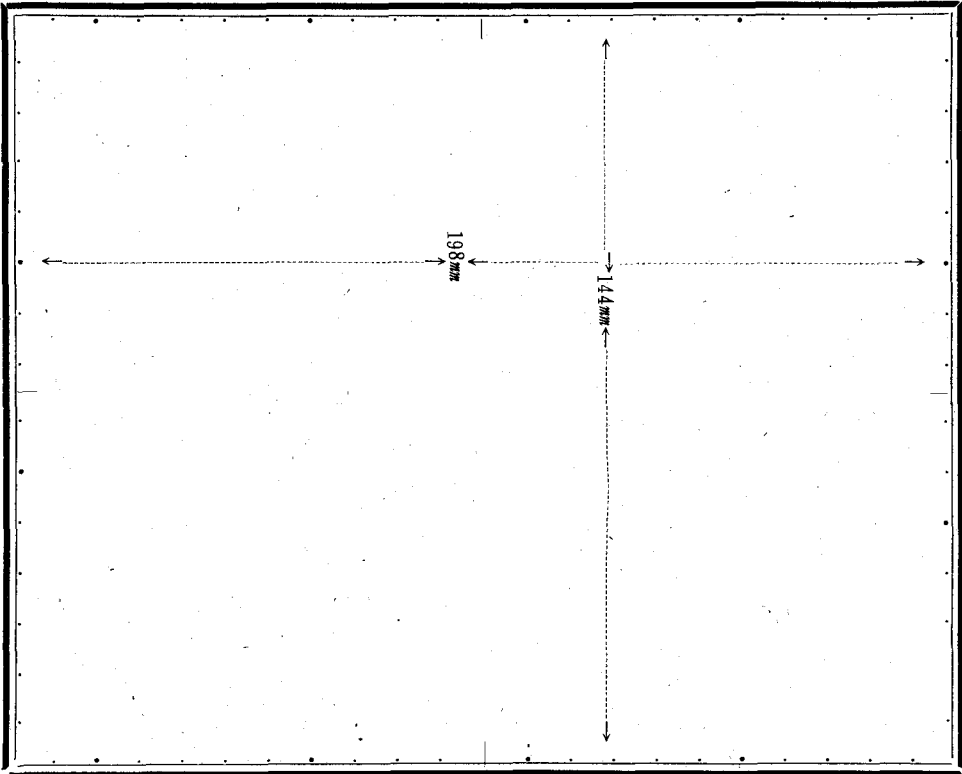
297mm

9mm

(注) 原則としてけい線の色は、緑色とする。

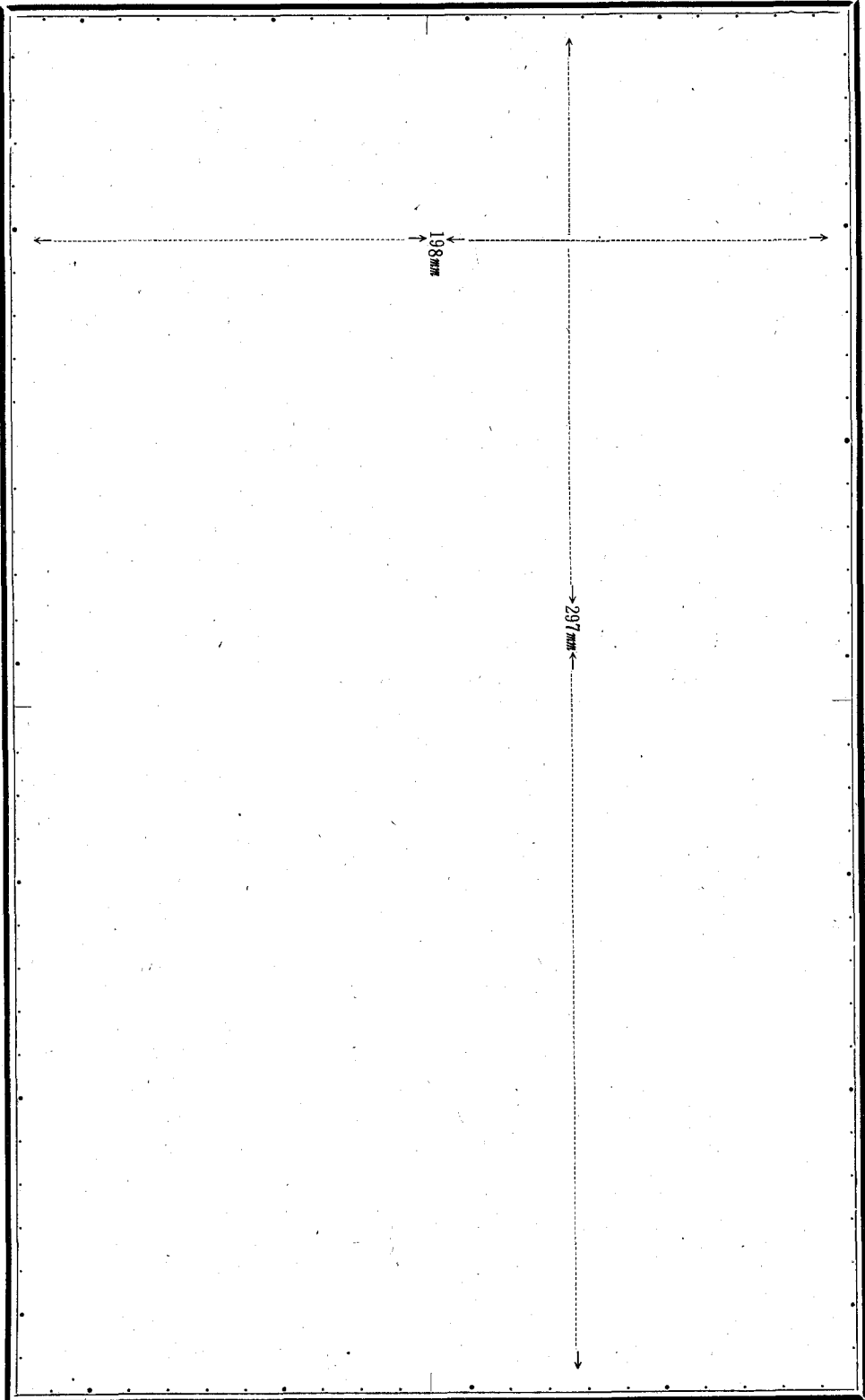
鳥 取 県

(様式第5号B 5用紙)



(注) 原則としてけい線の色は、鳥取県
鳥取県

(様式第6号B.4用紙)



(注) 原則としてけい線の色は、緑色とする。

鳥 取 県

附 則

- 1 この訓令は、昭和五十二年二月一日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に存する改正前の鳥取県公文書用紙規程の規定による用紙は、改正後の鳥取県公文書用紙規程の規定にかかわらず、これを使用することができる。

鳥取県訓令第三号

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

鳥取県公文規程（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第五条関係）」に改め、同表の第十一の一中「あたり」を「当たり」に改め、「（を贈り）」及び「（……を贈り）」を削り、「はじめ」を「始め」に、「言いまわし」を「言い回し」に、「くふう」を「工夫」に、「句とう点」を「句読点」に、「くぎり」を「句切り」に、「あけて」を「空けて」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十二年二月一日から施行する。